

# 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会報酬等規則

## (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)役員等の各種スポーツ振興・普及活動事業への派遣、並びに協会事業の協力者に関わる報酬等を明確にすることを目的とする。

## (役員等)

第2条 この規則における協会の派遣する役員等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)協会定款、第13条に定める役員
- (2)協会定款、第20条に定める名誉会長、顧問、参与
- (3)協会定款、第58条に定める事務局職員
- (4)協会会員の団体長、代表者
- (5)協会会長が委嘱したスポーツ指導員
- (6)協会理事会が承認した協会事業、受託事業及びそれに関連するスポーツ振興・普及活動の実行委員、運営委員、大会役員等
- (7)公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人東京都スポーツ協会、区市町教育委員会、区郡市町スポーツ協会が主催・共催・後援で行う事業の実行委員、運営委員、大会役員等

## (派遣申請)

第3条 第2条に定める役員等の派遣の承認を受けようとする者は、原則として様式1により派遣の承認申請を行わなければならない。

## (派遣費用の徴収)

第4条 役員等がスポーツ振興・普及活動事業の実施にあたり、当該事業の役員(大会役員、実行委員、運営委員、指導、審判、計時、公式記録員等を含む)として依頼を受け、協会会長が妥当と認めるときは、派遣先から派遣費用を徴収するものとする。

- (1)派遣2時間以内は2,200円、それを超えて実施する場合は1時間あたり1,100円とし、1日8,800円以内とし、いずれも税込みとする。
- (2)市外への派遣においては、派遣費用は上記(1)に定める1.5倍とする。交通費及び宿泊が必要なときは実費を徴収するものとする。
- (3)派遣費用が公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人東京都スポーツ協会、区市町教育委員会、区郡市町村スポーツ協会主催・共催・後援で行う事業の実行委員会、運営委員会、スポーツ大会で決められている場合は、それに従うものとする。

## (動員費の支払)

第5条 協会が事業を進める上で第2条に定める役員等が次の各項に該当しそれに出席するときは、動員費を支払うものとする。但し、事務局職員には動員費は支払わない。

2 動員費は原則として半日以内は1人1,000円とし、昼をはさむ場合は1日とみなし、1人2,000円を支払う。

3 動員を行う事業とその支払い基準は下記のとおりとする。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1)東京都スポーツ大会開会式      | 半日動員費と昼食   |
| (2)市町村総合スポーツ大会開会式    | 半日動員費と昼食   |
| (3)西多摩広域行政圏スポーツ大会開会式 | 半日動員費      |
| (4)羽村市総合スポーツ大会開会式    | 半日動員費      |
| (5)羽村市駅伝大会           | 半日動員費      |
| (6)はむら市民と産業のまつり協力事業  | 半日動員費      |
| (7)スポーツの日のイベント       | 1日動員日      |
| (8)上記事業に伴う準備作業等      | 半日または1日動員費 |

4 会議開催に伴う支払い基準は下記とする。但し、準備作業が伴う出席は前項(10)によるものとする。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 総 会            | 半日動員費の2分の1 |
| (2) 理事会            | 半日動員費の2分の1 |
| (3) 前項に関わる運営・実行委員会 | 半日動員費の2分の1 |
| (4) 納 会            | 半日動員費の2分の1 |

(役員報酬の支給)

第6条 以下の役員に報酬を支給することができる。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 会 長   | 月額 15,000 円 |
| (2) 副 会 長 | 月額 11,000 円 |
| (3) 専務理事  | 月額 11,000 円 |
| (4) 常務理事  | 月額 11,000 円 |
| (5) 部 長   | 月額 8,000 円  |

(その他)

第7条 この規則に定めのない事項について疑義を生じたときは、会長、副会長、専務理事、常務理事、部長及び事務局長で構成する会議に諮り決定するものとする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則(平成22年7月14日に前記第6条の規定により決定)

下記の大会に出場し、または当該成績を収めた選手・監督(マネージャー、補欠選手を含む)には、1人当たり相応の動員費を支払い、その大会に出場し功績があった労に報いる。下記の大会以外は対象外とする。

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会主催の大会に東京都・公益財団法人東京都スポーツ協会の代表として全国大会に出場した場合は動員費3日分を支払う。
- ② 東京都スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に優勝した場合は動員費2日分を支払う。
- ③ 東京都スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に準優勝した場合は動員費1.5日分を支払う。
- ④ 東京都スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に第3位に入賞した場合は動員費1日分を支払う。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(動員費の支払い第3項)

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。(報酬の支給)

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。(派遣費用の徴収)

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 特定非営利活動法人羽村市体スポーツ協会スポーツイベント役員派遣願

特定非営利活動法人  
羽村市スポーツ協会 御中

令和 年 月 日

申請団体の名称.....

申請責任者住所.....

氏 名.....

電 話.....

携 帯.....

下記のとおり特定非営利活動法人羽村市体スポーツ会会員のスポーツイベント役員への派遣をお願いいたします。

事業名							
開催の目的							
日時	令和 年 月 日( ) ・ 午前・午後 時 分 ~ 時 分						
場所							
参加予定人員	大人	男 名	小学生	男 名	計	男 名	合計 名
		女 名	中学生	女 名		女 名	
指導依頼内容	.....						
できるだけ詳しく記入して下さい	.....						
連絡責任者  申請責任者と同じ場合は記入不要	住 所.....						
	氏 名.....						
	電 話.....						
	携 帯.....						

- ・派遣するイベント役員の派遣費用は、原則として1名で2時間まで2,200円、超過1時間ごとに1,100円の派遣費を申し受けます。
- ・市外への派遣に限り、交通費実費及び宿泊が必要なときは宿泊費用実費、派遣費用は上記金額の1.5倍を申し受けます。
- ・継続して派遣依頼される団体は、特定非営利活動法人羽村市体育協会の事務費として、1団体1ヶ月1,100円を申し受けます。

派遣希望スポーツイベント役員名 (派遣希望スポーツイベント役員はリスト、レジメ添付可)	
--	--

派遣先団体コメント
-----------

.....

.....

.....

.....

.....

担当	団体長